第9回 大崎市総合教育会議

日 時 令和5年1月26日(木) 午後2時00分から 場 所 大崎市図書館 研修室2・3

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題 協議事項第1号 「大崎市教育の振興に関する大綱」の改定(中間案)について…資料1~2
- 4 その他
- (1) 学校部活動地域移行推進室の設置について
- (2) 公設日本語学校の設置に向けた取組状況について
- 5 閉 会

第9回大崎市総合教育会議 出席者名簿

(敬称略)

所 属	職名	氏 名	備考
大崎市教育委員会	教 育 長	熊 野 充 利	
大崎市教育委員会	教育長職務代理者	青 沼 陽 一	
大崎市教育委員会	委員	若 見 朝 子	
大崎市教育委員会	委員	佐藤寛	
大崎市教育委員会	委員	堀智恵子	
大崎市教育委員会	委員	早 坂 正 年	
大 崎 市	市長	伊 藤 康 志	

職名	氏 名	職名	氏 名
副 市 長	吉 田 祐 幸	副市長	尾松智

教育部

部 長	宮 川 亨	参 事	田中政弘
教育総務課長	小野寺 晴 紀	学校教育課長	大場宏昭
生涯学習課長	古内康悦	文化財課長	横山一也
地域交流センター長	中 川 早 苗	大崎市図書館長	髙橋誠明
学校教育課副参事	畑中智	教育総務課長補佐	久 本 裕
学校教育課長補佐	後藤英樹	生涯学習課長補佐	佐々木 哲 也
文化財課長補佐	佐藤優	地域交流センター 副センター長	長谷川 崇
大崎市図書館 副館長	橋本知子		

市民協働推進部

部 長	伊藤文子	政策課長	髙 橋 直 樹
政策課長補佐	由 利 英 樹	政策課主幹兼係長	千 田 和 弘
政策課主事	佐々木 麻 衣		

資料1

大崎市教育の振興に関する大綱 (中間案)

平成29年10月 大崎市 (令和5年〇月改定)

大崎市教育の振興に関する大綱

1. 大崎市教育の振興に関する大綱の趣旨

大崎市教育の振興に関する大綱(以下「大綱」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3の規定に基づき、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に規定する国の教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、本市の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、大崎市長が総合教育会議において教育委員会と協議し、平成29年10月に策定しました。

大綱の期間を令和4年度までとしていたことから、その後の学習指導要領の改定や第2次大崎市総合計画後期基本計画を踏まえ、基本目標に示す施策の方向性の新たな内容の追加や修正などの改定を行うものです。

2. 大綱の位置づけ

大綱は、これまで掲げてきた大崎市教育基本方針を包含し、大崎市総合計画と整合性を図って策定したもので、本市の教育行政に関する最上位の指針となるものです。

3. 大綱の期間

改定する大綱の期間は、令和5年度から令和9年度までとします。

4. 基本方針

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

5. 基本目標

基本目標1

自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- ○生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGsの取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。
- ○社会体験活動などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーション力を養い、主体的 に行動できる人材を育てます。
- ○一人ひとりが主体的に生涯学習活動に取り組めるよう、学習環境の整備や学習機会を創出します。
- I C Tを活用した学習活動を充実し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。

基本目標 2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

【施策の方向性】

- ○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、学んだことを基に、自ら考え、問題を解決する力を育みます。
- ○子どもの将来の夢や目標の実現け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。
- ○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- ○子どもの健やかな成長のため、望ましい生活習慣や運動習慣を身に付け、食育を通じ、丈夫で健康な 体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに, それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。

基本目標3

防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備

- ○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える防災意識や災害対応能力の向上を図ります。
- ○学校と地域が連携し、防災、減災体制の強化を図り、災害時の子どもの安全を確保します。
- ○学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。
- ○家庭・地域・学校が相互に連携し防犯体制の強化を図り、子どもの安全の確保についての取組みを進めます。

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

【施策の方向性】

- ○家庭, 地域, 学校が連携して地域学校協働活動を推進し, 地域の教育力の向上を図ります。
- ○地域と学校が一体となった教育活動を展開し、地域人材の活用と子どもの社会参加を推進します。
- ○子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため, 家庭教育支援を推進します。

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- ○創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため,多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。
- ○歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。
- ○豊かな自然環境を守り伝え,世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

- ○市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- ○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り, 競技力の向上と多様な体験機会の 充実を図ります。
- ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。

令和5年1月26日 第9回大崎市総合教育会議

資料 2

「大崎市教育の振興に関する大綱」 の改定について

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について①

教育大綱改定要旨

教育大綱は、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び 文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

本市では、教育大綱を大崎市の教育の目標や施策の基本的な方向性を定めるものとして平成29年に策定しましたが、その後の学習指導要領の改定や第2次大崎市総合計画(後期)を踏まえ、新たな内容についても追加するなどの改定を行います。

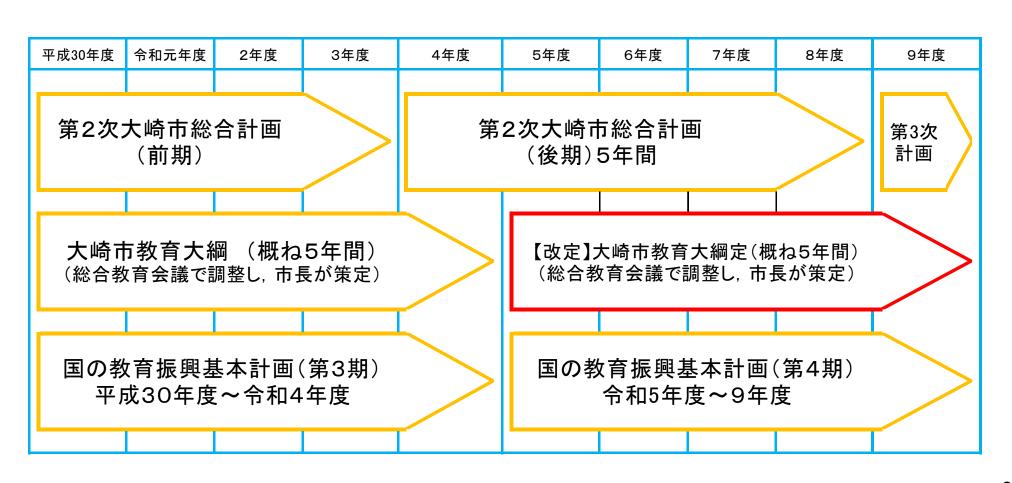
法律上の位置づけ

	大 綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31 年法律第162 号)	教育基本法 (平成18 年法律第120 号)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応 ※第1期計画(平成20年7月 1日閣議決定) 平成20~ 24年度 第3期計画(平成30年6月15日閣議決定) 平成30~令和4年度	第2期計画(平成25 年6 月14 日閣議決定)平成25~29 年度
範囲等	地方公共団体の教育, 学術及び文化の振興に 関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に 関する基本的な計画 ※努力義務

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について②

大綱の期間

改定する大綱の期間は、令和5年度から令和9年度までとします。



大崎市教育の振興に関する大綱の改定について③

改定の視点(現在)

第2次大崎市総合計画(後期)	平成29·30·31年改訂 学習指導要領	スポーツ・文化芸術活動の 学校と地域の連携・協働
・社会情勢の変化 ・新型コロナウイルス感染症, SDGs, 自然災害や世界農業遺産アクションプランの推進など反映 ・地方創生による視点の反映	・学校のICT環境整備・プログラミング教育、外国語教育、道徳教育・言語能力の育成・理数教育の充実・伝統や文化に関する教育	・休日の地域クラブ活動 ・学校部活動の地域連携 ・新たな地域クラブ活動

市民意識調査による満足度

[%]

	や給食施設 育環境の充		生涯学習の推進と施設整備		歴史的遺産の保護と活用 芸術文化活動の推進		スポーツ・レクリエーション の振興と施設整備				
H27年度	H30年度	R2年度	H27年度	H30年度	R2年度	H27年度	H30年度	R2年度	H27年度	H30年度	R2年度
55.36	52.18	51.61	48.79	47.62	48.71	48.76	50.65	51.13	43.75	42.69	44.05

施策の方向性に第2次大崎市総合計画(後期), 学習指導要領の改定, スポーツ・文化芸術活動の学校と地域の連携・協働など 新たな内容を追加修正

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について4

現行の教育大綱

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

基本目標1 自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- ○生涯を通して学び,国際化や情報化及び少子高齢化や環境問題など,社会を取り巻くさまざまな変化に柔軟に対応できる人材を育てます。
- ○社会体験などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーション力を養い、主体的に行動できる人材を育 てます。
- ○一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組める環境整備や学習支援を推進します。

基本目標 2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

【施策の方向性】

- ○基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の向上を図り、自ら考え行動する力を育みます。
- ○子どもの将来の夢や目標の実現に向けた指導体制の充実を図り、未来につながる学校づくりを推進します。
- ○道徳教育により、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、「志」教育を通して、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- ○子どもの健やかな成長のため、基礎体力の向上を図り、食育を通じ、丈夫で健康な体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれの実態に応じた多様な学びの場を提供し、的確な指導 を行います。

基本目標3

防災教育の充実と, 安全・安心な教育環境の整備

【施策の方向性】

- ○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、子どもが日頃から災害に備える防災意識の向上を図ります。
- ○学校と地域が連携し、防災体制の強化を図り、災害時の子どもの安全を確保します。
- ○学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

【施策の方向性】

- ○地域の人材の活用と子どもの社会参加の活動を積極的に推進し、地域と一体となった教育活動を展開します。
- ○協働教育を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを行います。
- ○家庭や地域と密接に連携した相談・支援体制を整備し、子どもの健全育成に取り組みます。

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- ○芸術文化の積極的な普及活動を通じ、創造力や表現力及び豊かな感性を養い、新たな文化の担い手を育てます。
- ○歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。
- ○豊かな自然環境を守り伝え、身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と 関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

- ○市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージで楽しめるスポーツを普及します。
- ○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援と指導者の育成を図り、競技力の向上をめざします。
- ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について5

現行方針を継続

現行の教育大綱 基本方針

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

改定後の教育大綱 基本方針

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について⑥

現行の内容

基本目標1

自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- 〇生涯を通して学び、国際化や情報化及び少子高齢化や環境問題など、社会を取り巻くさまざまな変化に柔軟に対応できる人材を育てます。
- 〇社会体験などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーションカを養い、主体的に行動できる人材を育てます。
- 〇一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組める環境整備や学習支援 を推進します。

基本目標2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

【施策の方向性】

- 〇基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の向上を図り、 自ら考え行動する力を育みます。
- 〇子どもの将来の夢や目標の実現に向けた指導体制の充実を図り、 未来につながる学校づくりを推進します。
- ○道徳教育により、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、 「志」教育を通して、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- 〇子どもの健やかな成長のため、基礎体力の向上を図り、食育を通じ、 丈夫で健康な体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれの実態に応じた多様な学びの場を提供し、的確な指導を行います。

改定案

基本目標1

自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- 〇生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGsの取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。
- ○社会体験<mark>活動</mark>などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーションカを養い、主体的に行動できる人材を育てます。
- 〇一人ひとりが主体的に生涯学習活動に取り組めるよう, 学習環境の 整備や学習機会を創出します。
- OICTを活用した学習活動を充実し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。(追加)

基本目標2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

- 〇基礎**的**・基本的な知識・技能の確実な定着と、学んだことを基に、自ら考え、問題を解決する力を育みます。
- 〇子どもの将来の夢や目標の実現け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。
- ○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや 命を大切にする心を育て、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- 〇子どもの健やかな成長のため、望ましい生活習慣や運動習慣を身に付け、食育を通じ、丈夫で健康な体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。



大崎市教育の振興に関する大綱の改定について⑦

現行の内容

基本目標3

防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備

【施策の方向性】

- 〇防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、子どもが日頃から災害 に備える防災意識の向上を図ります。
- 〇学校と地域が連携し, 防災体制の強化を図り, 災害時の子どもの安全を確保します。
- 〇学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

【施策の方向性】

- 〇地域の人材の活用と子どもの社会参加の活動を積極的に推進し、 地域と一体となった教育活動を展開します。
- 〇協働教育を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域社会 全体で子どもを育てる環境づくりを行います。
- ○家庭や地域と密接に連携した相談・支援体制を整備し、子どもの健 全育成に取り組みます。

改定案

基本目標3

防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備

【施策の方向性】

- ○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える 防災意識<mark>や災害対応能力</mark>の向上を図ります。
- 〇学校と地域が連携し, 防災, 減災体制の強化を図り, 災害時の子どもの安全を確保します。
- 〇学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。(修正なし)
- ○家庭・地域・学校が相互に連携し防犯体制の強化を図り、子どもの 安全の確保についての取組みを進めます。(追加)

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- 〇家庭, 地域, 学校が連携して地域学校協働活動を推進し, 地域の 教育力の向上を図ります。
- 〇地域と学校が一体となった教育活動を展開し、地域人材の活用と 子どもの社会参加を推進します。
- 〇子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。



大崎市教育の振興に関する大綱の改定について⑧

現行の内容

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- 〇芸術文化の積極的な普及活動を通じ、創造力や表現力及び豊かな 感性を養い、新たな文化の担い手を育てます。
- 〇歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。
- 〇豊かな自然環境を守り伝え、身近な自然を活用した環境教育を推進 し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

【施策の方向性】

- 〇市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージで楽しめるスポーツを普及します。
- 〇地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援と指導者の育成を図り、 競技力の向上をめざします。
- 〇だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。

改定案

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- 〇創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため、多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。
- 〇歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。(修正なし)
- 〇豊かな自然環境を守り伝え、世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用

した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

- 〇市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- 〇地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り、 競技力の向上と多様な体験機会の充実を図ります。
- ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。(修正なし)

改定スケジュールについて

令和4年12月16日 教育委員会(定例会)

・改定の視点等について報告

【教育委員会事務局において改定案検討】

令和5年 1月26日 第9回総合教育会議

・中間案の協議

30日 総務常任委員会

・検討状況について報告

2月 6日 庁議報告

8日~ パブリックコメントの実施

28日

16日 教育委員会(定例会)

・改定案(最終)の意見聴取

3月16日 第10回総合教育会議

・改定案(最終)の協議

令和5年3月 大崎市教育の振興に関する大綱の策定

学校部活動地域移行推進室の設置について

教 育 部

く背 景>

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術を担ってきた。

また,体力や技能の向上を図る目的以外にも,異年齢との交流の中で,生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築を図り,学習意欲の向上や自己肯定感,責任感,連帯感の涵養に資するなど,学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として,教育的意義を有してきた。

しかしながら,少子化が進展する中,学校部活動を従前と同様の体制で運営することは 難しくなってきており,学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

このことから、国では、生徒の豊かなスポーツ・文化活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続的な活動環境を整備する必要があるとし、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていくとしている。

<室の設置>

本市の中学校では、現在、運動部は男子 77 部、女子 71 部、文化部は 29 部が活動しているが、生徒数の減少に伴い部活動の種目が限られたり、地域によっては学校単独での大会参加もできなくなってきている。

このため、令和5年度より教育部生涯学習課内に学校部活動地域移行推進室を新たに設けることで、学校と地域が協働・融合した環境の中での休日部活動の地域移行を進めていく。

このことにより,

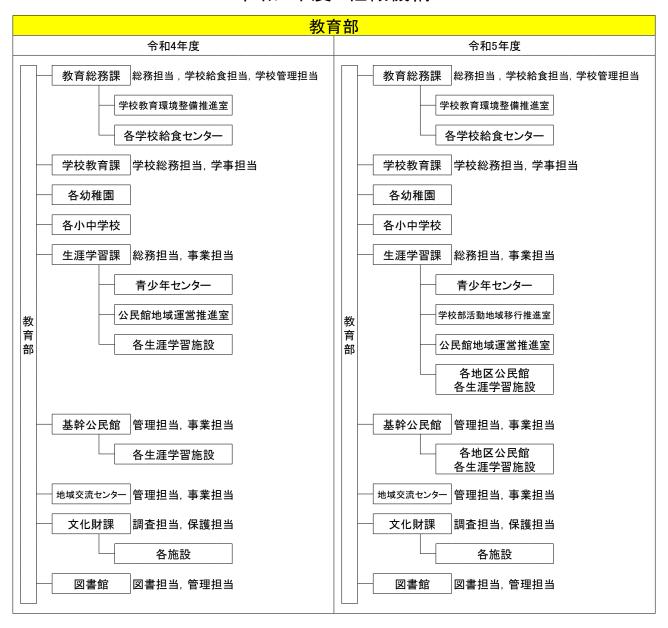
- ①少子化の中でも,子供たちがよりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備する。
- ②地域内におけるスポーツ・文化交流を通した活性化に寄与する。

<主な業務内容>

- ・学校部活動地域移行推進計画の策定
- ・学校部活動受け入れ団体の確認や中学校との連絡調整
- ・中学校教員の勤務実態把握及び意向確認(兼職兼業)
- ・地域移行状況の確認と安全管理
- ・指導者養成のための講習会などの開催
- ・(仮) 部活動地域移行協議会の設置及び運営

構成:体育協会,スポ少団体,総合型地域スポーツクラブ,校長会,市中体, まちづくり推進課,学校教育課,生涯学習課など

令和5年度 組織機構



公設日本語学校の設置に向けた取組状況について

大崎市 市民協働推進部 政策課 日本語学校推進室

公設日本語学校の開校に向けた基本的な方針

項目	基本的な方針	補足事項
設置	大崎市	○ <u>宮城県による公的関与モデル校の選定方針に即した対応とする。</u> ○本市の <u>多文化共生,地域振興,産業界との連携</u> などを踏まえ,これら
運営	Λ μο υ 1 1 3	の施策を一貫して実施し, <u>地域と留学生間の文化・暮らしへの理解を</u> 深め,関係人口や定住(雇用)へとつなげる必要があること
開校時期	令和7年4月 (2025年)	○<u>卒業後の国内進学や地元就職を想定した場合は4月就学が理想的</u>である。○レベル別学習であり、10月就学生でもクラス分けのみの対応が可能である。
就学期間	2年間 短期コース(3か月以内)	○来日時に日本語能力試験(JLPT:公益財団法人国際教育支援協会及び独立行政法人 国際交流基金主催)のN5あるいはN4である外国人をN2あるいはN1の習得を目指す。○単に日本語を習得するだけでなく、日本・大崎市の文化等への理解醸成と、暮らしのルールやマナーを習得。
定員	60人(開校時点)	開校時 2年コース60人,短期コース30人程度 ⇒ 将来的には,2年コース100人,短期コース50人の計150人程度の留 学生を確保。
その他	多文化共生対策を所掌する 部署の設置検討	○文化や暮らしへの相互理解の醸成を支援する。 ○県内進学や市内定住に向けた就業支援など,総合的な多文化共生対策 を展開するための体制構築が重要である。

【参考】

▶日本語学校とは:日本語を母語としない外国人が来日,滞在し,日本語を学ぶ学校で,法務省より告示を受けた日本

国内の日本語教育機関(設置許可:法務省出入国在留管理庁)

▶学校数:822校(うち宮城県12校)※令和4年11月15日告示時点

日本語学校を核とした多文化共生のまちづくりイメージ

<地域>

日本語学校 * 閉校利用

日本語学校を核とした 地域内交流

- ・小中高学校との連携交流
- ・地域イベントへの参画
- ・地域ならではの日常的交流
- ・農業体験などの実施

地域づくり委員会をはじめとし た多様な団体と連携

産学,各団体との連携 【宮城大,産業推進機構,国際交流団体等】 公共交通機関

(利用促進)

2軸を中心とした多文化共生の展開

多文化共生 担当部署

市域全体へ

拡

〈市街地(古川駅周辺)>

寮 *民間運営

寮近辺施設を活用した まちなか交流

- ・コミセン, サポセンの活用
- ・多彩な人,企業,団体との交流
- ・留学生の生活利便性を確保 (アルバイト先の確保, 地域通貨等の活用)
- まちづくり協議会,企業,商工団 体等と連携

宮城県及び他日本語学校との連携 【宮城県,石巻市,北海道東川町等】

多文化共生の花を咲かせる

☆外国の文化,風習,宗教への理解を深める

☆世界の中のおおさきの意識を醸成し,世界に発信



会観光,物産,交流人口の拡充

◇市内企業等への就業者拡大

日本語学校の開設に向けたスケジュール (2022年12月現在)

